

高知県主任更新介護支援専門員研修のQ&A

No	分類	質問内容	回答
1	受講要件	「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等」とはどのような研修が該当しますか。	介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修であり、主に介護支援専門員を対象としたものとします。 原則、修了証や出席証明書等（任意の様式でかまいませんが、受講者名、研修名、研修日時、研修内容（タイムスケジュール・次第等）、研修実施機関の証明印等の記載が必要）で参加したことが証明できる研修が該当します。ただし、以下のような研修は該当しません（以下に掲げるもの以外にも、内容等によっては「法定外研修」に該当しない場合があります）。 ※対象外となる研修の例 ・介護支援専門員以外にも広く当てはまる、一般的知識や技術に関する研修（マナー・接遇研修等） ・介護支援専門員としての業務遂行のために必須とされている研修（認定調査員研修等） ・業務連絡を主とした連絡会、情報交換会、施設見学や施設紹介を主とした研修会 ・行政説明会 ・初任者向けの研修 ・特定の法人や施設等の職員に限定した研修（所属事業所や所属法人内部で行われる職場研修や、所属法人内部で行われている定例的な事例検討会等） ・講師等による講義を含まない事例検討会（地域ケア会議等） ※事例検討会のうち、地域包括支援センターや職能団体等が実施する広く地域の介護支援専門員を対象とした事例検討に関する研修会（講師やアドバイザーなどが講義を行う形式）は対象とします。
2	受講要件	「地域包括支援センターや職能団体等」とはどのような機関・団体が該当しますか。	以下のような機関・団体が該当します。 ただし、主に介護支援専門員を対象とした研修であり、介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修内容であることが条件になり全ての研修が該当するわけではありません。 (1) 都道府県、市町村、地域包括支援センター (2) 日本介護支援専門員協会（他県ブロック、県支部を含む）、高知県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会 (3) 上記の機関・団体に準ずるもの ※「上記の機関・団体に準ずるもの」の例 ①介護支援専門員連絡協議会 ②社会福祉協議会（都道府県、市町村）等
3	受講要件	受講要件の対象となる法定外の研修について、公表されていますか。	高知県では公表していません。 研修企画時に研修実施団体・研修受講者等から高知県に確認があった場合には、対象となるかどうか回答しています。
4	受講要件	「法定外の研修に年4回以上参加した者」とありますが、年4回以上の年はどの期間を指しますか。	「年4回以上」の年は、主任介護支援専門員の資格を有する期間（直近の過去5年間以内）のいずれかの単年度（4月1日～翌年3月31日の1年間）を指します（更新制度創設の目的である質の向上という観点からは、毎年度4回以上の参加が望ましいです）。 年度をまたいで受講した研修の合算はできませんのでご注意ください。複数日にまたがる研修の場合は、1日を1回とカウントしても構いませんが、1日ごとに修了証明書を提出してください。 なお、受講申し込み時点で「研修受講見込み」では申し込みできません。（研修初日の前日までに修了証明書を出せる場合は申し込みができますが、証明書を出せなかった場合は研修の受講はできず、受講料の返金もできませんのでご了承ください。）
5	受講要件	「職能団体等が開催する法定外の研修等」において、証明書の発行がない時は、どうしたらいいですか。	原則、修了証等の証明書が発行された研修で申し込んでください。 修了証明書等の発行がない場合は、受講（参加）した研修の資料の写しを添付してください。 研修の資料も提出できない場合は、様式2「研修修了状況申告書」により、研修実施機関より研修受講の証明をもらってください。
6	受講要件	主任更新研修の要件を満たせないため、受講ができません。主任介護支援専門員の資格を維持するにはどうすればいいですか。	主任介護支援専門員資格は有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することで更新ができます。主任介護支援専門員更新研修を受講できない場合、有効期間満了後主任介護支援専門員の資格は喪失します。再び主任介護支援専門員になるためには、主任介護支援専門員研修を再度受講してください。（主任介護支援専門員の資格が有効な間は主任介護支援専門員研修を受けることはできません。） なお、制度上、介護支援専門員証と主任介護支援専門員の資格は別の資格であり、有効期間も別々に管理されています。（ただし初回の主任介護支援専門員資格更新の際には、両者の有効期間を統一することが原則とされています）。主任介護支援専門員更新研修を受けない場合は、介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日までに介護支援専門員証の更新をしてください。

7	受講要件	介護支援専門員証の有効期間満了後であっても、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間内であれば研修を受講できますか。	受講できません。 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員資格も喪失します。 <u>主任介護支援専門員資格の有効期間満了までに、介護支援専門員証の有効期間が満了する方は、介護支援専門員更新研修を受講し、証の更新を行ってください。</u>
8	受講要件	主任更新研修はいつから受講することができますか。	主任（更新）研修修了証明書の、有効期間満了日の2年前の属する年度から受講することが可能です。 高知県では対象者に対し研修案内を送付していますが、住所の変更等があった場合等、確実にお手元に届くとは限りませんので、ご自身で忘れないように更新時期の確認をお願いします。
9	受講要件	提出事例は他の介護支援専門員に対する指導・支援の事例でなければならないか。	受講者自身が他の介護支援専門員の指導・支援をした事例の提出ができることが条件です。自分自身の事例は不可です。
10	受講要件	一人ケアマネの場合は指導・支援の事例提出が極めて困難であるがどうしたらよいですか。	地域において活動の機会を得ていただくなど、色々な機会に指導の場を見つけてください。地域包括支援センターにも相談されることをお勧めします。
11	受講要件	事例（指導事例）の提出が必要になっていますが、現任でないと受講できませんか。	現在の介護支援専門員資格有効期間内に介護支援専門員として実務に従事していれば可能です。 ただし、事例の提出が出来なければ受講はできません。
12	受講要件	介護支援専門員に係る研修の企画とはどのような役割が該当しますか。	介護支援専門員に係る研修の企画担当者（研修委員や役員としての参画等）として、企画から開催まで主に関わった場合を示します。 企画業務への関わりが薄い場合（講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者管理等事務のみへの関わり）は該当しません。 県で企画を行ったことを精査するのは困難ですので、研修実施機関から証明されたことがわかる文書や資料の写しの添付が必要です。
13	受講要件	ファシリテーターとはどのような役割が該当しますか。	研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言を行う等により、研修の進行を推進する者をいいます。受付や進行等司会的役割のみでは該当しません。 主催者からの依頼文書等、講師やファシリテーターであることのわかる文書の写しの添付が必要です。
14	資格関係	主任更新研修を受講しようと思うのですが、介護支援専門員証の更新のために「更新研修Ⅱ（または専門研修Ⅱ）」も受講する必要がありますか。	主任更新研修修了者は更新研修の受講が免除され、主任更新研修の修了証明書をもって介護支援専門員証の更新手続きを申請することができます。 ただし、主任更新研修修了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了してしまう場合は、事前に「更新研修Ⅱ（または専門研修Ⅱ）」を受講し、更新手続きを行っておく必要があります。 有効期間についてご不明な点がございましたら県にご相談ください。
15	資格関係	居宅介護支援事業所の管理者をしています。更新研修を受けられず、主任介護支援専門員資格を失効してしまいました。どうすればいいですか。	失効後の事業所運営等につきましては、居宅介護支援事業所の指定・指導等に係る権限は市町村にありますので、所属事業所を管轄する市町村の介護保険主管課へご相談ください。
16	資格関係	主任介護支援専門員更新研修を修了した後に介護支援専門員の更新申請の手続きは必要ですか。	別途、更新の手続きが必要です。 主任介護支援専門員更新研修を修了することで、介護支援専門員証の更新研修の受講は免除されますが、更新手続きは免除とはなりません。介護支援専門員証の有効期間内に更新手続きをしてください。 主任介護支援専門員になってから初回の更新の際に「介護支援専門員証の有効期間」は、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものとなりますが、置換を希望しない場合は別段の申出により置き換えないことが可能です。（初回の主任介護支援専門員更新研修を受講される際に案内いたします。） なお、置換を希望しない場合は、介護支援専門員証の有効期間と主任資格の有効期間が異なりますのでご注意ください。高知県では、主任介護支援専門員更新研修と介護支援専門員証の更新について、時期が近づくとは限りませんので、ご自身で忘れないように更新時期の確認をお願いします。

17	資格関係	主任介護支援専門員の有効期間はいつからいつまでですか。	有効期間は、主任介護支援専門員研修了日から5年間です。主任介護支援専門員の有効期間満了日までに「主任介護支援専門員更新研修」を修了すれば、主任資格を取得した主任研修了日を基準に、5年ずつ有効期間が延びていきます。 このため、早めに主任介護支援専門員更新研修を受講したとしても、主任介護支援専門員の有効期間が短くなることはありません。 (例) 主任介護支援専門員資格の満了日が「令和8年11月13日」の方が、令和6年度の主任介護支援専門員更新研修を受けた場合、修了証明書の有効期間は「令和8年11月14日から令和13年11月13日まで」となります。介護支援専門員証の更新の際に修了証明書の写しが必要となりますので、無くさないようにしてください。
18	資格関係	主任介護支援専門員資格の有効期間が切れて、資格を失効してしまいました。どうすればいいですか。	①介護支援専門員証の有効期間も失効してしまっている場合 失効後、介護支援専門員として実務に従事すると、介護支援専門員の登録消除の対象となります。 失効後は、介護支援専門員の業務に従事しないでください。 【介護支援専門員証の再取得について】 再研修 を受講・修了した後に、登録している都道府県の介護保険主管課に介護支援専門員証の新規交付申請を行ってください。(再研修は高知県では年2回行っています) 【主任介護支援専門員資格について】 介護支援専門員証を再取得した後に、再度主任介護支援専門員研修を受講してください。 ②介護支援専門員証が有効な場合 主任介護支援専門員資格失効後に再度主任介護支援専門員研修を受講してください。この際、介護支援専門員証の更新を忘れないようにお願いします。
19	受講環境	カリキュラムにオンラインで行う科目がありますが、インターネットの環境がありません。	パソコン(受講者1人につき1台必要です。タブレット、スマートフォンは推奨しません。)、有線又は無線LANによるインターネット環境(LTE通信等、通信制限がかかる通信環境は推奨しません。)、ヘッドセット等は、ご自身でご準備ください。 厚生労働省では、受講者の負担軽減や円滑で効果的な研修実施を支援する取組として、研修のオンライン化を推進する方針を示しています。本県でも、本方針に則り、法定研修をオンライン開催とする場合がありますが、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修ですので、オンライン研修に参加する受講者は、専門職の責務として主体的かつ協調性をもった受講姿勢で参加してください。また、円滑な受講のためには安定した受講環境を確保する必要がありますが、そのための機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がけてください。
20	その他	研修の受講申込書等を印刷できる環境がありません。	切手を貼った返送用の封筒を高知県長寿社会課に郵送いただくか、直接高知県長寿社会課までお越しください。
21	その他	研修受講料の納付方法について	令和6年度より、研修受講料の電子納付(クレジットカード決済)が可能になりました。電子納付をご希望の方は、電子申請URLから申請手続きを行ってください。高知県収入証紙による納付も引き続き受け付けております。
22	その他	主任介護支援専門員更新研修の修了証明書を紛失してしまいました。どうすればいいですか。	修了証明書の再発行を受け付けておりますので、一度県へお問い合わせください。再交付申立書の提出方法などをご案内いたします。郵送を希望される場合は、簡易書留郵便の切手代をご負担いただきます。
23	その他	問合せ先・提出先はどこですか。	主任介護支援専門員 更新 研修の受講申込先は 高知県長寿社会課 です。(主任介護支援専門員研修の受講申込先は介護労働安定センター高知支部【委託先】となります。) 介護支援専門員の登録や介護支援専門員証の発行などに関する提出先・問合せ先も、 高知県長寿社会課 です。 各種手続きについては県ホームページでお知らせしています。提出書類のダウンロードも可能ですので、こちらをご確認ください。 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2015081700136/ 所在地：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 電話：介護保険担当 088-823-9681 メール：060201@ken.pref.kochi.lg.jp